

件名	区立小・中学校の給食費無償化に関する請願			
提出者 住所氏名	墨田区東駒形 墨田区の教育をよくする会 代表 N 外517人			
受理年月日	令和5年1月30日	受理番号	第2号	
紹介議員	中村 あきひろ・あさの 清美・はら つとむ			
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立小・中学校の学校給食費の値上げを撤回し、令和4年4月に遡って区が補助を行ってください。</li> <li>2 区立小・中学校に通う全ての児童・生徒の給食費を無償化してください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>長引くコロナ禍に加え、異常なまでの物価高騰が暮らしを直撃しています。負担軽減が求められる中、墨田区は令和4年4月から、23区で唯一、物価高騰による給食費の値上げを保護者負担にしました。これにより、給食費は小学校中学年で月額4,730円、中学校で月額5,605円、年間になると5万円もの負担となり、多子世帯をはじめ、子どもを持つ多くの家庭から悲鳴の声が上がっています。</p> <p>無償化を望む声は日に日に広がり、全国1,794自治体中224自治体で実施(令和4年10月29日現在)されています。都内では、お隣の葛飾区が来年度から無償化することとなり、足立区、北区、品川区及び世田谷区は、第3子以降の給食費は無償化するなど、一部無償化を実施しています。</p> <p>墨田区はこれまで、学校給食法を盾に無償化を拒んできましたが、文部科学省は令和4年10月、無償化を求める都民の要請に「学校給食法は、給食費の補助を禁止する意図はなく、自治体の判断で全額補助を否定していない」と答弁しました。憲法第26条でも「義務教育は無償」とうたっています。墨田区は、全ての子ども達がお金の心配なく、安心して給食をとることができるよう、区立小・中学校の給食費無償化を早期に実施するようお願いいたします。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				